

鳥取県告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成23年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路1・5・1号関金和田線

倉吉都市計画道路3・4・6号関金中央線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 倉吉都市計画道路1・5・1号関金和田線

追加する部分

倉吉市関金町大鳥居、関金町安歩、耳、鴨河内、福山、石塚、上古川、小鴨、中河原、北野及び黒見

変更する部分

倉吉市福光

(2) 倉吉都市計画道路3・4・6号関金中央線

変更する部分

倉吉市関金町大鳥居

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）